

# 告 示

## 埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特定公共賃貸住宅（加須南大桑住宅）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉県住宅供給公社

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号

二 指定の期間

令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで